

別海町議会会議録

第3号（平成26年12月12日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

各議案の討論・採決

(1) 平成26年度別海町一般会計補正予算（第5号）

（町長提出議案第76号）

(2) 平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（町長提出議案第77号）

(3) 平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

（町長提出議案第78号）

(4) 平成26年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）

（町長提出議案第79号）

(5) 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第80号）

(6) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第81号）

(7) 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第82号）

(8) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第83号）

(9) 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第84号）

(10) 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第85号）

(11) 別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第86号）

- (12) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 87 号)
- (13) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 88 号)
- (14) 工事請負契約の締結について
(町長提出議案第 89 号)
- (15) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 90 号)
- (16) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 91 号)
- (17) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 92 号)
- (18) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 93 号)
- (19) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 94 号)
- (20) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 95 号)
- (21) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 96 号)
- (22) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 97 号)
- (23) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 98 号)
- (24) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 99 号)

日程第 3

平成 25 年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告

(町長提出認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号)

委員長報告・一括質疑

(1) 平成 25 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 1 号)

討論・採決

(2) 平成 25 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 2 号)

討論・採決

(3) 平成25年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第3号)

討論・採決

(4) 平成25年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第4号)

討論・採決

(5) 平成25年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第5号)

討論・採決

(6) 平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第6号)

討論・採決

(7) 平成25年度町立別海病院事業会計決算認定について

(町長提出認定第7号)

討論・採決

(8) 平成25年度別海町水道事業会計決算認定について

(町長提出認定第8号)

討論・採決

日程第 4 発議第 7号 農林漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書について

日程第 5 発議第 8号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について

日程第 6 発議第 9号 義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書について

日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 各議案の討論・採決

(1) 平成26年度別海町一般会計補正予算(第5号)

(町長提出議案第76号)

(2) 平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(町長提出議案第77号)

(3) 平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

- (町長提出議案第 7 8 号)
- (4) 平成 2 6 年度別海町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(町長提出議案第 7 9 号)
- (5) 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 8 0 号)
- (6) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 8 1 号)
- (7) 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 8 2 号)
- (8) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
(町長提出議案第 8 3 号)
- (9) 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
(町長提出議案第 8 4 号)
- (10) 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
(町長提出議案第 8 5 号)
- (11) 別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定
について
(町長提出議案第 8 6 号)
- (12) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制
定について
(町長提出議案第 8 7 号)
- (13) 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 8 8 号)
- (14) 工事請負契約の締結について
(町長提出議案第 8 9 号)
- (15) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 0 号)
- (16) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 1 号)
- (17) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 2 号)
- (18) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 3 号)
- (19) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 4 号)

- (20) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 5 号)
- (21) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 6 号)
- (22) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 7 号)
- (23) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 8 号)
- (24) 公の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出議案第 9 9 号)

日程第 3

平成 2 5 年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告

(町長提出認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号)

委員長報告・一括質疑

(1) 平成 2 5 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 1 号)

討論・採決

(2) 平成 2 5 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 2 号)

討論・採決

(3) 平成 2 5 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 3 号)

討論・採決

(4) 平成 2 5 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 4 号)

討論・採決

(5) 平成 2 5 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 5 号)

討論・採決

(6) 平成 2 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第 6 号)

討論・採決

(7) 平成 2 5 年度町立別海病院事業会計決算認定について

て

(町長提出認定第7号)

討論・採決

(8)平成25年度別海町水道事業会計決算認定について

(町長提出認定第8号)

討論・採決

日程第4 発議第7号 農林漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書について

日程第5 発議第8号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について

日程第6 発議第9号 義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書について

日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員 (17名)

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄	
3番	森本一夫	4番	今西和雄	
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣	
7番	小林敏之	8番	安部政博	
9番	瀧川榮子	10番	山田信	
12番	松原政勝	13番	戸田博義	
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士	
16番	佐藤初雄	副議長	17番	安田輝男
議長	18番	渡邊政吉		

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	真籠毅	総務部長	佐藤次春
福祉部長	竹中仁	産業振興部長	有田博喜
建設水道部長	小西健夫	教育部長	中谷隆弘
病院事務長	佐藤一彦	会計管理者	田保圭乙
監査委員事務局長	宮越正人	農委事務局長	佐々木勉
総務部次長	河嶋田鶴枝	福祉部次長	白崎賢哉
産業振興部次長	佐藤則夫	産業振興部次長	山崎茂
総合政策課長	浦山吉人	財政課長	河嶋田鶴枝
税務課長	中村公一	防災交通課長	金田秀幸
福祉課長	山田一志	特養建設準備室長	竹中仁
町民課長	三戸俊人	農政課長	山崎茂
水産みどり課長	佐藤則夫	事業課長	千葉悦男
上下水道課長	佐藤敏		

○議会事務局出席職員

事務局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

1 5 番 中 村 忠 士 1 6 番 佐 藤 初 雄
1 7 番 安 田 輝 男

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

15番中村議員、16番佐藤議員、17番安田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 各議案の討論、採決を行います。

それでは、初めに議案第76号平成26年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成26年度別海町水道事業会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８４号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８５号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８６号別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８７号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８８号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号工事請負契約の締結について、根室中部3号主要幹線改良舗装工事の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町地域情報通信施設の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町マルチメディア館の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号公の施設に係る指定管理者の指定について、地域会館及び福祉館の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 3 号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町営畜牛育成牧場の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 4 号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町資源循環センターの討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 5 号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町交流館の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 6 号公の施設に係る指定管理者の指定について、尾岱沼ふれあいキャンプ場の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 7 号公の施設に係る指定管理者の指定について、尾岱沼漁港コミュニティセンターの討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号公の施設に係る指定管理者の指定について、野付半島ネイチャーセンターの討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町水産物保管施設の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告、認定第1号から認定第8号までの8件についてを議題といたします。

本件につきましては、平成26年第3回定例会において各会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託しております。

この審査報告書が提出されておりますので、審査結果の報告を求めます。

それでは、決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（西原 浩君） 平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

本年、第3回定例会で認定第1号から認定第8号までが上程され、9月9日の本会議において本特別委員会が設置され、決算審査について付託されました。

9月11日には1回目の委員会を開催し、審査方法などを協議決定し、本審査に必要な関係書類の提出を求めました。

なお、本年度も事前資料や事前質問を取りまとめるなど、質疑の充実と効率的な審査となるよう努めたところです。

本審査は10月15日から10月23日まで行い、実質8日間の日程で所管ごとに内容を慎重に審査して、11月5日には理事者の出席を求め、総括質疑を行い、一切の質疑を終了し、委員会として討論、採決に至ったものであります。

審査の経過と結果については、お手元に配付しております報告書のとおりでありますの

で、朗読は省略させていただき、今後の行政執行における指摘事項あるいは創意工夫すべき事項を含め、審査意見として御報告申し上げます。

なお、委員会では、各会計とも適正に執行されているとし、採決では、一般会計では賛成多数をもって認定、その他7会計については、全員一致で認定された次第であります。

最初に一般会計については、歳入歳出実質収支額で約3億7,000万円の黒字決算となっており、経費節減意識のもとで実質黒字に収め、将来の財政需要及び財政環境に対応するために財政調整基金の積み立て、また、建設が計画されている生涯学習振興基金の積み立てに努力されていることは評価されます。

一方、財政構造面から見ますと、財政の硬直化を示す経常収支比率、町全体の借入金負担の状況を示す実質公債費比率は、前年度より改善されていますが、依然として高い水準であり、今後も引き続き、健全な財政運営の確保を目指すべきであると言えます。

安定的な行政サービスを行うためには、積極的かつ的確な財源の確保に努める必要があります。特に、町税及び税外の収入未済額、あるいは滞納繰越額に対する収納環境、処分方法に関しては、現在の社会情勢などを見ますと、ますます困難になることは否めません。

収入の確保は、負担の公平性からもとよりわけ重要です。今後も収納環境の整備を図り、関係機関などの共通理解のもと、自主納付を促すとともに、個々の生活状況に配慮しながら、きめ細やかな対応をとるなど、なお一層収納率の向上に努める必要があります。

滞納整理機構の活用はもとより、収納に関する全庁的、一元的な組織の構築も視野に、一層の収納対応策の強化を望みます。

今後については、ただいま検討されている別海町債権管理条例で、適正な債権管理と効率的で効果的な運用に期待するところです。

歳出に関しては、外部委託の推進や指定管理者制度の活用、公募型補助金の導入などに取り組み、歳出の抑制に努められていることは評価できます。

特に、まちづくり公募型補助金については、利用者の意思と公共性を十分考慮しながら、手続の簡素化や補助対象経費の拡大など、利用者の要望を反映し、利用しやすい仕組みづくりを望みます。

本町では国の農業施策として、昭和48年から58年まで新酪農村事業が行われてきました。さらに、平成11年から平成42年までは国営環境保全型かんがい排水事業が継続中であり、本町において、さまざまな国営事業が行われているところです。

公団事業は既に完了しましたが、離農などにより償還金の一部は不納欠損処分になっています。国営かんがい排水事業においても、償還金の一部に未済額が生じています。公団事業と同様の課題を残さないためにも、事業計画の精査や未済金を生まない仕組みづくり、及び運用状況を調査、確認する体制を構築する必要があると言えます。

今後、持続可能な一次産業を発展させていくためには、環境に調和した農業、漁業を構築していくことが大切です。畜産環境条例、河川環境条例のもと、環境に配慮した施策の展開を期待いたします。

特に、家畜ふん尿利活用においては、流出事故等における河川への影響も懸念されることから、大学研究機関と連携し、備蓄方法などの実情に考慮した調査研究を行うべきで、町独自の仕様が確立されることに期待いたします。

また、本町独自の事業である起業家支援事業や地域貢献中小企業支援事業などはすぐれた事業であり、高く評価されます。今後とも、雇用対策などの事業を効果的に展開するこ

とを期待いたします。

なお、本会計の委員会採決で反対意見として、国営事業で整備された施設の管理状況の把握がされていないこと。バイオガス発電施設における原料調達の見通しや、肥料となる消化液の検証不足などの不明な点があること。研修牧場において放牧酪農の導入を検討していないこと。町内の森林率向上の具体的施策が示されていないこと。別海ふるさと交流館にかかわる弁護士委任業務委託料に関する経過の説明が不足しているなどの意見があったことを申し添えます。

次に、五つの特別会計についてであります。

一つ目の国民健康保険特別会計についてですが、収入未済額を前年度と比較すると、現年課税分が2.6%減少し、滞納繰越分も6.6%減少していますが、一般会計からの繰入金は前年度と比較し40%増加し、約1億9,351万円となっています。収入未済額の総額は約1億2,364万円で、歳入調定総額の4.6%を占めており、今後の本特別会計の財政運営に及ぼす影響が懸念されます。

国民健康保険税の収納率は、滞納整理機構による徴収を含め、前年対比0.3ポイント上回り、依然高い収納率を堅持し、滞納世帯への対応や取り組みに関し、関係職員等の努力は高く評価できますが、公平公正な負担と税収の確保の観点から、今後も収入未済額の解消と収納率の向上に向け、さらなる努力と慎重な対応が望まれます。

二つ目の下水道事業特別会計については、当年度までに供用開始している8地区とも、計画に沿って推移している状況にあり、下水道普及率は60.9%で、水洗化率97.6%となり、さらに合併浄化槽を含めると水洗化率は98.2%となっており、関係職員の努力が認められます。

収入未済額は減少傾向にありますが、今後も町民の理解と協力を得ながら未収金回収に努め、老朽施設の整備を計画的に進めるなどの努力が望まれます。

三つ目の介護サービス事業特別会計についてですが、一般会計からの繰入金は、前年度と比較すると1,830万円増加しています。

特別養護老人ホームは待機者が100名を超える状態で、年々増加傾向にあります。

今後は、柏の実会に経営譲渡されましたが、利用者が安心安全に過ごすことができるよう施設運営に期待いたします。

四つ目の介護保険特別会計についてですが、一般会計からの繰入金は、前年度と比較すると約541万円増加しています。

今後、高齢者の医療費や介護費用が増加することが予測されています。

今後も介護保険制度の動向をよく注視するとともに、介護にならないよう健康、自立のシステムづくりが望まれます。

予防事業の効果が目に見え、町民みずから実感して健康維持活動ができるよう、健康寿命の算定と公表に取り組むことに期待いたします。

五つ目の後期高齢者医療特別会計についてですが、収入未済額は現年課税分で42.4%減少しましたが、滞納繰越分で20.2%の増加となっています。

制度の趣旨普及とともに広く理解を求めながら、未収金回収及び今後の増加防止の努力が望まれます。

次に、町立別海病院事業及び水道事業の2企業会計についてであります。

まず、病院事業会計についてですが、取り扱い患者数が前年度と比較すると2,758人増加しています。

これは、新病院での診療開始や、常勤医師確保による安定的な診療体制が確立されたためと考えられます。

しかしながら、一般会計からの繰入金の総額は7億円を超え、基準外繰入額についても4億円を上回る額となっており、累積欠損金も17億円を超える状況にあることから、採算性においては厳しい状況にあります。財政運営の健全化に向けて、より一層の努力を望みます。

今後とも必要な医療提供体制の確保と維持、病床利用率の向上を図るために、医師及び医療従事者の安定的確保や適切な診療体制の維持と経費節減に努め、住民から信頼される自治体病院として、地域に根差した良質な医療が提供されること望みます。

水道事業については、経営成績は良好であります。

しかしながら、人口減少や継続している国営事業の実施負担などから、厳しい水道事業経営環境も予想されていることから、今後も引き続き施設基盤の強化、経費縮減による経営の効率化、施設の長寿命化と計画的な耐震対策等を図りながら、安全で安心な水道水の安定供給を望むものであります。

以上が、審査過程における指摘事項や創意工夫事項を含む審査意見であります。

最後に総括的に見ますと、本格的な人口減少社会を迎えたことに加え、東日本大震災における原発事故によって、根底から揺らいだ我が国のエネルギー政策が、今なお立て直しの道半ばにあることは否めません。

本年4月に消費税が引き上げられましたが、国の財政健全化は予断を許さない状態であり、最大の支出項目である社会保障分野における抜本的な改革は避けられない状態にあります。

アベノミクス効果によりデフレ脱却が徐々に進み、全体として景気回復が進みましたが、都市部と地方圏の圏域間格差は極めて大きくなってきています。地方みずからが創意工夫を生かして、自立の道を探る地方創生が喫緊の課題であると言えます。

本町においては、TPP交渉の行方を注視し、燃料の高騰、飼料高騰問題や酪農後継者対策、環境対策、被害が増大しているエゾシカ対策の施策を充実させ、基幹産業である農漁業を振興させることが重要であります。

また、子ども・子育て新支援制度、高齢者や障害者の支援、社会保障を充実させ、町民福祉の向上を図るためにどのような予算を編成していくか、重要な局面を迎えています。

まちづくりにおいては町民と行政が共通理解のもと、本町が抱える諸課題について幅広い議論を展開し、政策を決定していくことが必要であり、また、安定的、継続的に重点施策を推進する上で、既存事務事業の費用対効果の検証を行うことが肝要であると考えます。

今後一層、事業の選択と事務の効率化を図り、将来世代に負担のツケを回さぬ努力をし、効果的・効率的な予算執行に努めるとともに、町民との情報共有を推進し、第6次総合計画を基本に笑顔あふれる豊かさ実感のまちを町民と協働によりつくり上げるよう切望するところであります。

以上をもちまして、平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、ここで委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

それでは、これから平成25年度別海町各会計決算認定について、討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成25年度別海町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

中村議員。

○15番(中村忠士君) 6点、問題点を指摘して反対討論とします。

1点目です。公団事業、つまり新酪農村事業に関する検証や反省がきわめて不十分であるという点です。

新酪事業は950億円をかけての国家的大事業で、別海町における酪農基幹産業に定着させる働きをした一方、いわゆるゴールなき規模拡大の構造をつくり、大規模で深刻な環境破壊を進行させました。その上、総額で13億円の不納欠損を生じさせましたが、これは個々の農家の責任というより、政策を進めた行政の責任が大きい。

今後の酪農を発展させる上で、この点でのしっかりした検証や反省が必要だと求めてきましたが、本格的な検証をやろうという姿勢が町には見られないということでもあります。

2点目、国営かんがい排水事業に関して、公共物である肥培施設の管理状況の把握や、利用農家の意見聴取など、必要な措置をとっていないということでもあります。

地区全体の事業が終了した別海地区において、肥培かんがい施設の利用農家が48戸になっているとのことですが、施設は町有であり公共施設です。

個々の農家は公共施設を利用しているということになりますが、その管理状況の把握は町の責任であり、全面的・総合的に実施しなければなりません。

また、施設の不具合等の対処についても、町が責任を負うべき部分が生じます。

管理状況の全面的把握、さらに利用農家の意見聴取など必要な措置をとる必要がありますが、町の姿勢は極めて不十分であります。

3点目、バイオガス発電施設に関し、原料調達の見通しや生産される消化液の検証など、不明な点が多いという点であります。

事業費が当初から見て拡大する方向にあります。今後利用農家の負担、町財政の負担が大きくなるように、しっかりした計画を確立する必要があります。

その点で、原料調達のための運搬距離数が伸びることは大きなマイナスとなります。直近からの調達が本当に十分なのか、また、原料の一部である廃棄物の適正な確保ができるかの見通しは十分ではありません。

さらに、生産される消化液の土地環境等への影響についての検証に関して、町の把握はほとんどされておらず、大きな問題を残しています。

4点目であります。研修牧場での放牧酪農の方向性が示されないまま経営しているという問題です。

研修牧場は、現在放牧酪農を実施していません。これまでも正してきましたが、その方向性は認めるものの具体化は何年もされてきませんでした。

別海町のブランド化を言うのであれば、研修牧場に放牧酪農の分野を確立する必要がありますが、その具体化は示されていません。

5点目です。森林率向上の具体的方策が示されないまま経緯しているという問題です。

町の森林面積は、５年間で５９ヘクタール、森林率は０．１％減少しました。項目の変更等があったということですが、それを除いても横ばい状況が続いています。

森林面積率の向上は、別海町の環境問題にとって極めて重要な要素を占めます。

町長も森林面積をふやす必要性を認めていますが、具体化が全くできていません。

６点目、最後です。交流センターの弁護士委任業務委託料に関し、どうしてこの事案が発生したのかの説明が不十分であるという点です。

弁護士委任業務料４２万円が支出されましたが、株式会社郊楽苑と町の間で訴訟寸前まで行くトラブルがどうして生じたのかなど、この間の問題点について、十分な説明がないままだということであります。

以上、６点の問題を指摘し、平成２５年度一般会計決算の認定に反対する討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

はい、１４番戸田憲悦議員。

○１４番（戸田憲悦君） ただいま、すばらしい反対討論がございました。

私は、先ほど決算審査特別委員会の委員長の報告を聞きながら、大変踏み込んだ評価がなされておりましたけれども、そのことに対して、改めてなるほどというような思いであります。

しかし、全体的に全会計とも賛成されたということでございますので、私はその結果報告を踏まえながら、簡潔に賛成討論をいたしたいと思います。

近年、地方自治体における財政状況が大変厳しい状況にあることは、既に皆さん御承知のとおりであります。

本年の平成２５年度歳入決算における自主財源は２５．２％で、財源の多くを国や道に依存し、特に地方交付税は４５％を占めている状況にあります。

さらに、借入金負担の状況を示します実質公債比率は１３％、財政の硬直化を示す経常収支比率は８０．２％と依然として高い数字にあり、厳しい財政構造であることは御承知のとおりでございます。

このような中、平成２５年度の一般会計決算では、昨年を上回る約１５６億の歳出額であり、そのうち５３億円を超える主要な施策事業を実施しながら、実質収支は約３億７、０００万円の黒字となったことは、健全な財政運営の結果と考えます。

個別の執行予算内容は、人件費、公債費の削減を初め、各分野における経費削減に取り組むなど、関係法令に従い適正に執行されており、将来の財政需要や状況の変化に対応するため、財政調整基金への積み立てを行うなど、努力は評価はされるところであります。

また、事業実施についても、基幹産業の振興や町民の生活に直結した福祉行政などの施策が展開されており、住民の要望におおむね配慮した内容であったと考えます。

財政指標などの悪化は見られませんが、今後の財政運営に当たっては、長期的な財政の健全化に配慮しつつ、山積する地域課題の解決に向けて、積極的に臨まれることを期待いたしますして、本決算の認定に賛成するものであります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。認定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号平成25年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第2号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成25年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第3号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成25年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第4号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成25年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第5号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第6号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成25年度町立別海病院事業会計決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第7号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成25年度別海町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第8号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

ただいま、平成25年度別海町各会計決算認定について、全て決定いたしましたので、平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会は解散したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会は、ただいまをもって解散とします。

西原委員長、森本副委員長初め委員の皆さん、大変長い間御苦労さまでした。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

日程第4 発議第7号から日程第6 発議第9号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 発議第7号から日程第6 発議第9号までの3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 発議第7号

○議長(渡邊政吉君) それでは次に、日程第4 発議第7号農林漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

8番安部議員。

○8番(安部政博君) 農林漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、我が国では、円安や中東地域の産油国をめぐる情勢不安等により、軽油価格が高騰しております。農林漁業者が、厳しい経営状況に陥っているのは事実でございます。

このような中、農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置については、平成24年3月末をもって廃止されることになっていましたが、各界からの強い要望により3年間の延長が認められ、適用期限が平成27年3月末となったところであります。

この免税措置は、農業、林業作業機械や漁船の動力源などに軽油を使用する農林水産業の維持発展に大きく貢献してきたところであり、軽油価格が高どまりする中、厳しい経営環境に置かれている本町の農林漁業者にとって不可欠なものであります。免税措置が廃止されれば、農林漁業者は一層の負担増を強いられることになり、経営の縮小のみならず、廃業にさえ追い込まれかねません。

よって、国においては、新鮮で安全な食料の安全供給を通じ、人々の命を支える農林漁業者の経営安定を維持するため、国策として軽油高騰対策の充実、強化を図るとともに、農林漁業者用軽油に係る軽油引取税の免税措置を堅持するよう強く要請し、本意見書を提出するものであります。

発議第7号農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年12月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、安部政博。

賛成者、同、瀧川榮子、同、安田輝男、同、佐藤初雄、同、西原浩、同、今西和雄。

意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官。

以上であります。議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊政吉君) 発議第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

す。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第8号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第5 発議第8号新たな高校教育に関する指針の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

15番中村議員。

○15番(中村忠士君) 新たな高校教育に関する指針の見直しを求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、北海道教育委員会、以下道教委と言わせていただきますが、平成18年8月に新たな高校教育に関する指針、以下指針を発表し、平成20年から、順次指針内容を実施しています。

この指針、第6章教育水準の維持向上を図る高校配置の中で、高校配置の考え方として、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めますと明記し、学級定員を40人に固定した上で、特例2間口校制度の廃止も示しました。

小規模校の取り扱いでは近隣高校との再編を進め、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業者数の欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

しかしながら、こうして高校配置計画を推し進めた結果を道教委は検証するわけでもなく、保護者や地域住民の声を聞くために開催している地域別検討協議会では、意見を聞きおくのみの状況に、参加者から意見が全く生かされていないとの批判が募っています。

それは、各自治体が地域の高校で学ぶ環境を充実させようと、本来、道教委が行うべき就学のための諸策を行っているにもかかわらず、いわば機械的に地域の高校を統廃合していることの証左です。

この10年間で、道立高校は35校が統廃合されました。

現在、1学年3学級以下の小規模校は、全207校のうち、その4割に当たる86校に上ります。

このまま指針に基づいて高校配置計画が進めば、地域の子供の学習権を脅かしかねません。

指針が望ましい学校規模維持の利点として、多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる。生徒の学習ニーズにこたえる多様で柔軟な教

育課程が編成できる。より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる。生徒会活動や部活動が活発化し、充実することを挙げていますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり、課外活動などが十分にできない事態も起こっています。

小規模校の利点は、生徒一人一人に目が行き届き、地域に根差した学校教育を受けることができる点です。

現に、卒業生は充実した生活を送り、母校への誇りを持って社会へ巣立っています。

また、都市部では、多様化再編を名目に、おのおのの高校の文化や歴史を顧みず、大規模な統廃合も住民の声を十分に聞かないまま進められています。

一方で道教委は、高校統廃合を続けながら、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿の実施など、教育予算を学力向上の名のもとに特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき教育の機会均等の理念を、みずから放棄するものと批判されても仕方ありません。

今求められているのは、指針を見直し、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、全ての子供の学ぶ権利の保障です。

よって、別海町議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請し、本意見書提出するものであります。

発議第8号新たな高校教育に関する指針の見直しを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年12月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、中村忠士。

賛成者、同、松原政勝、同、沓澤昌廣、同、戸田憲悦、同、木嶋悦寛。

意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のために割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書の提出先、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長。

以上であります。議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第8号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 発議第 9 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 6 発議第 9 号義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室への設置を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、都道府県には、その障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 で規定される程度の者を就学させるに必要な特別支援学校を設置する義務があります。

その規定に該当する児童生徒の全児童生徒に対する割合の全国平均は、長く 0.5%と言われてきましたが、近年の爆発的増加で 0.7%とも言われています。

本年 5 月 1 日、根室管内の児童数は 4,455 人、生徒数は 2,275 人で、合計 6,730 人となり、その 0.5%から 0.7%は、33.7 人から 47.1 人となります。

昭和 54 年の養護学校義務制実施以来 35 年間、根室管内の障害の程度が比較的重い児童生徒は、家庭から離れた寄宿舎生活を送るか、教育条件が養護学校ほど整わない学校の特別支援学級に通うかの選択を迫られてきました。

両方の選択もかなわない重度の障害のある児童生徒は、わずか週 2 回程度、合計 2 時間から 4 時間程度の釧路養護学校訪問教育を受け、学校に通うことすらできない状況にあります。

根室管内の状況は、障害者権利条約が批准された今、放置できない喫緊の課題であり、義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室を根室管内に設置することを強く要望し、本意見書を提出するものであります。

議案を朗読いたします。

発議第 9 号義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

平成 26 年 12 月 12 日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、木嶋悦寛。

賛成者、同、松原政勝、同、沓澤昌廣、同、中村忠士、同、戸田憲悦。

意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 12 日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長。

以上であります。議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第 9 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、4 番今西議員。

○4 番（今西和雄君） ただいまの意見書につきましては、十分理解できる内容だと思います。

ただ、別海町の支援学級に取り組む考え方が、できるだけ普通学級とかかわりを多く持ちながら、特別支援を行っていくという考え方の中で、それぞれの学校に支援学級を設け、あるいは教室を改造したり、あるいはそういう資格を持った先生方を配置して、今日まで取り組んできたことは御承知のことと思いますし、今後ともそういう形でやっていただきたいなと思っております。

その中で、この意見書の中で分校、分教室という意見書の中身がありましたけれども、ともすると閉鎖的に、あるいは隔離的な、言葉がちょっと不適切かもしれませんが、そういう形の考え方にもつながるのかなという懸念があります。

その辺の部分について、ちょっと御説明お願いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 今西委員の今の質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、今まで特別支援学級が担ってきた役割というのは、非常に大きなものがあります。

健常の子供たちと一緒に過ごすということが、どれほど大きな効果をもたらすかというのは、単なる障害のある子供たちだけではなく、健常な子供たちのいろいろな感性の発達にとって大事な部分だったということは、これは事実としてございます。

そうした中で、なぜこの養護学校の分校・分教室、あるいは養護学校自体をですね、義務教育の部分をつくってほしいかということ、それは、さらにやっぱり養育が困難な重度の人たちの部分ですね、それを担うために考えられたことでありまして、現在、特別支援学級に利用している児童生徒は全生徒の約 5.5%、これは根室管内の数字ですが、特別支援学級を利用しております。

そのうちの 50 分の 1 に当たる 0.5% くらいの子供たちが、その養護学校という、さらに高度な学習環境、要するに専門性の高い部分ですね、それを必要としているということなのです。

ですから、全部の方がそちらに行くわけではないですし、先ほど言われた閉鎖的という話もありますが、それについては、かなりほかの子供たちとのコミュニケーションが困難であったりとか、そういう部分では、ある程度話して、自分たちの落ちついた環境をつくることによって学習効果も出ていくということで、あえて養護学校という同じ重度の人たちが集まる中で、教育を施していくということでもあります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員、よろしいですか。

はい、今西議員。

○4 番（今西和雄君） 今の説明は十分理解できましたが、ただ先ほども申しましたように、そういうかかわりの大事さというのを常に維持した中で、こういう意見書の提出にしていくなきゃというふうに思いました。

○議長（渡邊政吉君） 質問じゃないですね。

はい、木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） おっしゃるとおりで、この特別支援教育についてはですね、必ずずっとつきまってくる思いでして、その特別支援学級の存在の大切さ、それも十分考え

た中で、この施策を進めるべきであるということは間違いないということです。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

それでは、これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第4回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時17分

◎町長挨拶

○議長（渡邊政吉君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の大変お忙しい中、4日間にわたって御審議をいただきました。提出をいたしました議案24件と承認1件につきまして御決定を賜り、心から御礼を申し上げます。

また、本定例会におきまして、平成25年度の各会計決算につきましても全て認定をいただきました。

9月の定例会におきまして、決算審査特別委員会が設置されて以降、西原委員長、森本

副委員長初め委員の皆様には、長期間にわたり慎重な御審議を賜り、大変ありがとうございます。

なお、審査でいただきました御指摘、御意見、また、御提案等につきましては、予算のさらなる効率的な執行に反映をさせてまいる所存でございます。

さて早いもので、ことしも残すところあと半月ほどとなりました。

この1年を振り返りますと、長い時間をかけて準備をしましてまいりました特別養護老人ホーム清翠園と別海デイサービスセンターを、本年4月からべつかい柏の実会へ経営移譲し、社会福祉法人による運営がスタートしました。

このことに伴いまして、来年秋の移転開設を目標として、新しい特養、デイサービスセンターの建設が進められております。

当初、資材調達のおくれなども心配されておりましたが、現在までのところ工事の進捗状況につきましては、おおむね順調であるとの報告を受けているところでございます。

ことしは9月に、気象庁が道内では初めてとなります大雨特別警報を発表し、道央地域で90万人に避難勧告が出され、河川の氾濫、住宅の浸水や落雷による出火などの被害が発生しました。

また、御嶽山の噴火では多くのとうとい人命が失われ、戦後最悪の火山災害となり、さらに10月には、台風18号が本州の首都圏を直撃し、冠水、交通麻痺など、大混乱となったところでもございます。

本町におきましても、夏から秋にかけて、たび重なる台風や低気圧によりまして、大雨、暴風雨、高潮などの警報が相次いで発表されましたが、幸いにも大事には至らなかったというところでございます。

大自然の猛威と災害列島に住んでいる脅威、このことを改めて実感するとともに、防災対策などの必要性について、再認識させられた1年でもあったと思っております。

ただいま来年度に向けまして、第7次実施計画の策定と予算編成作業を進めておりますが、防災や減災にかかわる対策などを含め、直面している各種懸案事項について、計画的に施策を展開してまいりたい。このように考えているところでございます。

本町の経済につきましては、燃料や電気料の高騰、また、資材や原料の動向が安定しないなどのことから、まだまだ予断を許さないものの、これまでのところ、生乳生産額については前年実績を維持しております。

水産業においても、全体の水揚げでは前年実績を上回っている状況にあります。

間もなく迎える新しい年がさらに飛躍し、希望に満ちた明るい年でありますよう、また、町民の皆さんが心から豊かさを実感することができる年になることを期待するところでございます。

今後の日程でございますが、年明けの1月5日でございますが、恒例となっております別海町新年交礼会、町と町内会連絡協議会との共催により開催をいたします。

昨年と同様、役場庁舎の1階会議室を会場として開催することといたしておりますので、そのような形で御案内をさせていただいております。

当日は、別海消防団の出初め式も予定をされておりますので、日程を調整いただきまして、御出席いただきますようお願いを申し上げます。

また、その2日後の1月7日には、中央公民館を会場に別海町成人式が開催をされます。

こちらにも議員の皆さんにはぜひ御出席をいただきまして、新成人を激励していただき

ますようお願いを申し上げます。

これから厳冬期を向かえ、日増しに寒さも厳しくなっています。

昨日、ことし初めての路面凍結ということで、多くの自動車がスリップ事故を起こし、事故が管内各地です、本町も含めて発生したということを聞いております。

ぜひ、これからそういう機会、運転する機会もふえますし、またお酒等を飲む機会もふえます。そういう中で、ぜひ交通事故にはですね、安全運転、そして法令違反の運転をなさらないように、そして交通事故のない暮れ、そして新年を御家族幸せの中で迎えていただきたい。そんな思いでおりますので、議員の皆さんにも、それぞれ町民の皆さんとのいろいろな会合の機会もあると思いますので、ぜひ、議員の皆様からも交通安全に対する啓発をお願いしたい。そのように思っているところであります。

どうか今後とも御自愛の上、御家族おそろいで明るい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げますとともに、この1年間の議員の皆様の町政運営に対する御理解と御協力に心から感謝を申し上げまして、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） ただいま町長からの御挨拶の中にもありましたが、これから年末年始を迎え、議員各位におかれましても何かと多忙な時期になると思いますし、当然酒席の機会も多くなると思います。

どうぞ御自愛くださいますことを私からもお願いして、これで終わりたいと思います。

大変、本年も御苦労さまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員